

令和2年度第3回長洲町農業委員会定例総会会議録

1. 招集年月日 令和2年6月10日(水)
2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)
3. 開 会 令和2年6月10日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠	9番 島川 俊昭
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	徳永 章	城戸 政治
長洲・清里区域	坂井 隆浩		
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

8番 大淵 一弘	10番 石井 博俊
----------	-----------
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

長洲・清里区域 磯川 伸哉
---------------
8. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名
9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局 長	吉田 泰滋
農業委員会事務局 書 記	前田 敦
農業委員会事務局 書 記	木原 弘智
農林水産課 課長補佐	大賀 留美
農林水産課 課長補佐	馬場 隆輔
10. 提 出 議 案

報告第5号	農地の形状変更届について
議案第7号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第8号	令和2年田畑売買価格等について
議案第9号	農業委員会事務の実施状況等の公表について
	その他

吉田事務局長

起立。礼。着席。

ただいまから令和2年度第3回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。

濱北会長

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いします。

改めましておはようございます。

いい天気が続いております。今年の麦刈りは雨も少なく作業がえらいはかどったと思います。もうすぐ、新聞にも載っておりますけど梅雨に入りますが、今まで降らんじやった分だけ、また多く降るような感じもいたしますが、また気合を入れて田植の準備、また、田植やら頑張っていたきたいと思います。

コロナの感染のほうももう落ち目にはなっておるようですが、まだまだ安心はできません。もうちょっとだけ頑張って感染しないように、そして、作業をうんと力を入れて頑張っていたきたいと思います。

今日は第3回農業委員会の定例会でございます。よろしく願いいたします。

吉田事務局長

それでは、本日の欠席委員の御報告をいたします。8番大淵委員、10番石井委員より欠席の届出の連絡がっております。

本日の出席委員は10名中8名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。

濱北会長

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いします。

それでは議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第5号「農地の形状変更届について」、議案第7号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第8号「令和2年田畑売買価格等について」、議案第9号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、7番嶋田委員、それから9番島川委員をお願いします。よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

1ページです。報告第5号「農地の形状変更届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

吉田事務局長

それでは、報告第5号、農地の形状変更届出がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1、2ページ、受付番号は1番から4番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても議案書に記載のとおりでございます。

なお、説明資料の1ページから3ページに位置図を載せていますので御確認ください。

濱北会長 簡単ですが、以上で報告第5号の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。今事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

濱北会長 ーありません の声有ー

濱北会長 ありがとうございます。なければ、報告第5号はこれにて終わります。次に進みます。3ページです。議案第7号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

吉田事務局長 議案第7号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

吉田事務局長 今回の申請につきましては、4ページが総括表となり、2020年の期間ごとの総括になります。

吉田事務局長 5ページが今回の借手の一覧になります。現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積ということになります。

吉田事務局長 詳細につきましては、6ページ以降になります。賃借権が66件、125筆、14万2,365㎡。期間借地が10件、13筆、1万2,555㎡。使用貸借権が2件、4筆、1,573㎡となっております。

吉田事務局長 以上、議案第7号の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。今事務局より説明がありました。この件について何か質問ございますか。

濱北会長 ーありません の声有ー

濱北会長 なければ、農業委員の賛成の挙手をお願いいたします。

濱北会長 ー賛成者挙手ー

濱北会長 ありがとうございます。出席者全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定をいたします。

吉田事務局長 続きまして11ページです。議案第8号「令和2年田畑売買価格等について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

吉田事務局長 議案第8号、令和2年田畑売買価格等について審議する必要がありますので、下記のとおり提出し、内容をお諮りするものです。

吉田事務局長 議案書の12ページ、説明資料は2ページからになりますので、説明を併せて御覧ください。

吉田事務局長 この田畑売買価格等ということで、毎年、全国農業会議のほうがかような調査を行っております。そちらに基づいて各農業委員会のほうから、こういう調査報告を含めてお出ししているということになります。今回は令和2年田畑売買価格等について御審議を頂きたいということです。

吉田事務局長 この調査票でございますが、これも毎年ですけども、この区分けが一応合併前の長洲町の旧町村名で作成する必要があります。そのため、議案書の12、13ページが旧六栄村、14、15ページが旧腹赤村、16、17ページが旧長洲町、18、19ページが旧清里村の4地区で記載をさせていた

だいております。併せて説明資料の5ページから12ページには、基準としている筆を記載しております。

調査項目につきましては、1番の耕作目的の売買価格として、農用地区域の田畑、農用地区域外の田畑ということで分かれております。

各項目につきましては、基準となる筆を設定し、固定資産評価額と大まかな売買価格を記載しております。これまでの売買価格は高額であったというところもございますので、今回価格を下げているところがございます。

続きまして、2番の使用目的変更(転用)売買価格につきましては、令和元年に転用申請のあったものにつきまして、売買価格を参考に記載をしています。あくまでも売買価格はこれまでの平均的なものであり、実際は売買の当事者間で決められておりますので、参考程度ということになります。そういった内容ということでよろしくお願ひします。

以上、議案第8号の説明を終わります。

ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。この件については何か質問等はございますか。

—ありません— の声有—

なければ、農業委員の賛成の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり決定をいたします。

続きまして20ページです。議案第9号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

それでは、議案第9号、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき農業委員会事務の実施状況等を公表する必要がございますので、下記のとおり提出し、内容をお諮りするものでございます。

こちら毎年この時期に報告させていただいておりますが、農業委員会等に関する法律第37条で、こういった農業委員会の実施状況等を報告する義務がございます。また、農業委員会等に関する法律施行規則の第15条で、こちら事務の実施状況については翌年度の6月30日までに公表しなければならないといった点もございます。そのため、昨年度、令和元年度の内容は6月に公表をするということでございます。

それでは、まず21ページからですが、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてでございます。説明資料の13ページから、少し字が小さいですけど、載せておりますので、併せて御覧ください。

内容はかなりボリュームがありますので、はしよって概要のみ説明させていただきますので、御了承ください。

まずI番、農業委員会の状況でございます。令和2年3月31日現在で、長洲町の農業の概要及び農業委員会体制を記載しております。表の下の

濱北会長

濱北会長

濱北会長

吉田事務局長

※印にありますように、この数字につきましては各面積統計や農林業センサスなどの数値を基に記載をしております。

続いて、Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化についてです。その下の1の現状と課題につきましては、平成30年度末の状況を記載しています。2の令和元年度の目標及び実績については、年度末に実施されております担い手への農地利用集積状況調査の結果を記載しています。3と4につきましては、目標達成に向けた活動計画、実績、評価等を記載しております。

続いて、Ⅲです。23ページになりますが、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてでございます。現状と課題及び実績についてですが、新規参入はありませんでしたので、全てゼロということになっております。

続いて、Ⅳ、24ページになります。遊休農地に関する措置に関する評価でございます。記載しております内容につきましては、昨年度の実績に基づいて記載をしているところでございます。

続いて、Ⅴ、25ページになります。違反転用への適正な対応ということですが、こちらにつきましても、現在の長洲町の状況について、昨年度と変わっていませんが記載をしております。

続きまして、Ⅵ、26ページですね。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということでございます。こちらにつきましては、令和元年度において、農地法第3条に基づく許可事務及び農地転用に關する事務について、実績を記載しております。

次のページにつきましては、農地所有適格法人関係、情報提供関係の実績ということでございます。

続いて、Ⅶ、28ページになりますが、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については特にございませんでした。

続いて、最後のⅧですが、同じページですね。事務の実施状況の公表等につきましては、議事録署名人から署名を頂いた後、長洲町ホームページで公表を行っているところでございます。

また、活動計画の点検・評価の公表につきましては、この内容を御審議いただき、お諮りいただいた後に、長洲町のホームページにて公表する予定でございます。

続いて、議案書の29ページになりますが、ここからは令和2年度、今年度の目標及びその達成に向けた活動計画という内容になっております。説明資料は22ページからを御覧ください。

Iの農業委員会の状況につきましては、令和2年4月1日現在と記載しておりますが、先ほどの令和元年度末の状況と同じ数字ということになっております。

続いて30ページです。Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化になります。こちらも、先ほどの令和元年度末の結果を踏まえまして、これま

での状況というものを記載しております。令和2年度の目標面積につきましては、説明資料にも記載をしておりますが、最適化の指針にて令和5年度末に担い手への農地集積面積を370haということに設定しております。現在、集積面積が目標値を超えていますので、さらなる集積を目標とした数値ということにしております。

続いて、Ⅲ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。現状及び課題については、これまでの状況を記載しております。令和2年度の目標として1経営体、面積目標は農地法3条の下限面積要件で0.3haを記載しております。

続いて、Ⅳ、遊休農地に関する措置でございます。31ページになります。まず現在の状況を記載しております。続いて、目標につきましては、解消面積につきましては、県が前年度面積の0.06%を解消目標面積という設定をしておりますことから、現在の長洲町の状況から算出しております。また、活動計画につきましては、先月に行いました推進会議より、皆様には農地利用状況調査をお願いしております。お忙しい中ではございますが、よろしく願いいたします。

最後になります。Ⅴ、違反転用への適正な対応につきましては、現在の状況と今後の計画として、違反転用解消に向けて取り組んでいくという予定でございます。

以上、議案第9号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

土山委員

総会議案の31ページのⅤ番、これは違反転用面積は0.02やけん2畝というこつか。

木原書記

はい。

土山委員

まだあつとやなかつや、実際は。自分の畑に小屋ば建てたりね、家ば建てたり。

中嶋委員

後からよう出てくっじゃん、今。もう家ん建っとりましたて。

土山委員

ばってん、そがんとは、そんとき出てこんと分たらん。前ん農業委員会でしとかなんとやろ、そん建った時点で。

吉田事務局長

議案とかで出てくるごて、家ばいじることになって初めて分かってしなる人もおる、分かるというのもあるけんですな、一概にはちょっと。

土山委員

ああ、そこまでの権利はなかるうね。

吉田事務局長

実際こういう面積ば増やせば増やすほど、ほんとうは農業委員会の義務としては、それば解消させていく方向に。

中嶋委員

潰していかなんとやろう、大体は。

吉田事務局長

大体そがんです。なかなか現実の落としどころっていうところもあるもんだけんが、この数字についてはちょっと、さきに報告しとったものがずっと計上されて残っておるといふうな状態になってます。そういうせやんところですね。だけん、まあ、ただ、場合によっては、例えば

従来建つとったっじゃなくて、どっか土砂ばばっと埋め込んでから悪質なものについてはちゃんと、きちんと対応はしていかなんと思うとですよ。

濱北会長 私どもが調べる担当地区にちょうど無断転用んとのあつとばってん、あすこば通るたんびに思い出すとたいな。そんなときの話がですね、私が最初に農業委員になったとき、前の担当者がおったですもん。無断転用やん、こらどがんかならんとかなと言うたら、前の担当者が本人に話に行つたつですよ。そしたら、もうこればしてから何年になるかて、そんなときの農業委員にや言いよらせんばってん、今頃に言うとかいて言われたてたい。ほっでもう手はなかね。

土山委員 そんなら進まんもんね、全然。全然農地転用は、あらもう無断転用は減らんよ。て思う。

濱北会長 ちょっと現状に戻すことは不可能やんな、あんだけ土を埋めて。

土山委員 それじゃ、そんなまで来とちゅうこつたい。

吉田事務局長 今回の事務局という言い方はおかしいですけど、スタンスとしては、やっぱり悪質なものは止めていかんといかんかなという思いは当然あります。やっぱ昔からのそこまでを、じゃあどうすんのかということころはですね。そこはやっぱりちょっと兼ね合いがあるのかなと思ってます。

土山委員 悪質のものと、知らずにちょっとしたちゅうもんとおるけんね、やっぱね。

濱北会長 常にやっぱ農地の調査はするときでも、通るときでも、目ばやっぱ通して見よらんとでけんちゅうことですな。

吉田事務局長 それと、あと一つ聞くばってん、さっき私が言いよつたその農地、無断転用しとつとは、あれは税金のほうはどがんふうになつととか。

土山委員 一応、税に関しては基本、現況で見ますので、実際どこまで厳密に税務課のほうで調査しているかというのはありますが、やっぱり畑とかっていうことを宅地並みに課税すると、基本はそのみつかったところは、現況課税ということになってはいます。

土山委員 税務課が見つけんなら、そのまま農地でよかわけたい。

吉田事務局長 ただ、結局、今の時代、建物が建って、下が農地なら建てられんとですよ。

土山委員 うん、建てられんばってん、実際建つとる場合たい。

吉田事務局長 建つとるちゅうばってん、一応ある程度今の構造ちゅうとは、ある程度建てたもんなら建築確認とか必要になってくるけん、建つとるとするならば、ほんとに自分たちでプレハブば建つとつかそんくらいなら分かんかもしれんばってんが。

土山委員 あと、こがんこつん1回あつたつですたい。私が農業委員になる前、会社行きよる頃、隣に小作しとる土地ば、地主が第三者に売つとるわけです、第三者に。そん第三者が、もう大分前ばってん農業委員じゃつたたい。ほしたところが、大体小作しとるもの承諾も全然得なし売買

しとるけんね、おれげさん、農業委員会の役員が全部で謝りに来らした  
 ったい。そういうこつもあった。無断で売買しとるわけですよ、小作人  
 に黙って。すんまっせんでしたて言うて全部終わったけん。まいっちょ  
 作ってくれんですかていうて。買うとだけ買うとって作ってくれんです  
 かて。そがんこつもある。

中嶋委員                    そら、大体地主が小作者に言うてから売るていうなら、そがんならん  
 だったっじゃろ。

土山委員                    小作に全然話がなかったけんね。そがんだったったい。

中嶋委員                    地主が替わったわけたい。

土山委員                    ああ、そうそう、買うとるわけたい。

中嶋委員                    替わったっちゆうことやね。見て回りよって、ここは建つとるけんが、  
 田ばってん建つとるったい。いっちょん分からんばい、見て回ったっち  
 ゃ。図面ば一生懸命に見て探さんなら分からんて思う。もう宅地になっ  
 とって思とるもんやけん。

濱北会長                    ほかにないですか。この際ですから何でも。

楠田推進委員                21ページです。真ん中の表の主業農家数、準主業農家数で書いてある  
 ですね。これは何を基準に決めとつとですか。耕作面積とか。

木原書記                    これは、農林業センサスなので……。去年の2月ぐらいに農林業セン  
 サス調査員さんが回っていくじゃないですか、調査票を持って。あれの  
 数字なんですよ。

楠田推進委員                ほだけん、主業農家数っていうけな、どうい農家ばいうとか。

木原書記                    すいません、センサスの中身まではあればってんが。

中嶋委員                    主業農家数ていうとは、もう農業だけで生活を立てているんですよ。

島川委員                    専業て言うわけか。

中嶋委員                    専業でしょうね。

楠田推進委員                その上に、自給的農家数てまたあるでしょうが。

中嶋委員                    自給的は、やっぱ米ば作って、自分の作った米ば売るとか、自分が作  
 った野菜を食べるとかていう自給率ばしよる人たちじゃないですか。

楠田推進委員                一番上に総農家数があるでしょうが。

中嶋委員                    これはもう作って……。

楠田推進委員                これはもう農家ばしよとこつて分かつとですよ。

中嶋委員                    家庭菜園しよったちゃ、極端に言えば農家て……。

木原書記                    総農家数は、自給的農家数と販売農家数の合計を言います。

楠田推進委員                合計でしょう。そすと、販売農家数が225ですか、その下に、今度は  
 三つに分けてあつてでしょうが。これがどがん分けてあつとかば聞きたか  
 っです。

吉田事務局長                ちょっと今細かい資料がなかつばってん、統計上に言葉の定義が書いて  
 あつとですけど、おそらく主業農家というのは、世帯の中で多分兼業、  
 要は全部農業収入ということだと思ひます。そういった世帯だと思ひま  
 す。準主業て多分、副業的にされているとか、副業的農家数はおそら



楠田推進委員  
木原書記  
中嶋委員  
木原書記  
中嶋委員  
木原書記  
中嶋委員  
木原書記  
濱北会長  
中嶋委員  
濱北会長  
増岡委員

く副業のほうが大きいとか、多分そういう設定だと思います。  
分かりました。  
あとは、センサスは3反以上とか、そういうあれもあるので、人数が多分少なく感じられるかもしれないです。  
今あれはなかつですかね。前、家族ん名前書いてあって、何日農業ばしよっとか、何か書いて出しよっただったろ。  
それが前の農業委員が選挙人名簿。  
選挙人名簿か。もうなかつかね、あら。  
もう選挙制がないので。だけん、あれは毎年1月1日だったですかね。農業従事日数とかね。60日以上とか。  
あれはもう選挙人名簿用なので。今もう選挙制じゃないので。  
いいですか、今のは。  
はい。  
ほかにないですか。  
新規でされる人がゼロになって、いろんな問題があるからってというのが、どんな問題なんでしょう。例えば申込みはあっても、いろいろの条件と合わないから新規参入の加入にないってというのが。ずっとゼロでしょう、長洲町は。新規でやろうかかっていうときに、例えば企業なのかどうかわかりませんが、そういう人の条件という事のほうがちょっと合わないから、課題があるからずっと毎年ゼロゼロなんですかね。

木原書記  
増岡委員  
木原書記  
増岡委員

特別、新規で始めたいという相談はあんまり聞かないんですよ、長洲って、やっぱり。新しくこっちに來たから始めるとか。結局親の後を継いでる方たちが多い。  
親の後を継いでも新規にはなりませんからね。  
うん。だけん、例えば親と別物をするとすれば、また話は変わると思うんですけど。  
そうですか。やっぱり若手が育たないと、将来の農業の展望がな。それから、新規の人でもちょっと手伝いながらね。よそのとこみたいに来てから、自分でも手伝いながらしていきたいという人がいないのかなと思って。

木原書記  
増岡委員  
中嶋委員

なかなか聞かないですね、今も。  
いらっしゃらない。はい、わかりました。  
やっぱ投資が難しかる、最初は。園芸でんハウスは建てなん、今度はどがん農家でん機械は買わなんていうなら。後からのたい、会社の社長さんどんがたい、分業で、新規に農業ばすうかという人たちならでくっどばってんが、生活んかかるとるもんが新規でするっていうとは、なかなか難しかごたる気のすんな、もう今は。  
資本の要るもんな。  
資本が要るからですね。  
ほかにないですか。

濱北会長  
増岡委員  
濱北会長

濱北会長

—ありません の声有—

それでは、なければ農業委員の方の賛成の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり決定し、公表をいたします。

濱北会長

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員の皆様から、その他の件でもいいですけど、何か御質問はありますか。ないですか。

濱北会長

—ありません の声有—

ないようですので、事務局のほうから何か連絡事項がありましたらお願いします。

(その他事務局説明)

1. 農地相談会について
2. 農業者年金加入促進巡回について
3. 農業委員会委員改選について

濱北会長

これをもちまして、令和2年度第3回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

吉田事務局長

起立。礼。

閉会 (終了 午前10時47分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印